

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年6月18日提出
【計算期間】	第7期中 (自 2024年9月19日 至 2025年3月18日)
【ファンド名】	auスマート・プライム（成長） auスマート・プライム（高成長）
【発行者名】	auアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森田 康裕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	森山 隆
【連絡場所】	東京都千代田区西神田三丁目2番1号
【電話番号】	03-5657-7188
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

【a uスマート・プライム（成長）】

(1)【投資状況】

(2025年3月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	4,639,400,494	98.97
内 日本	4,639,400,494	98.97
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	48,438,035	1.03
純資産総額	4,687,838,529	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年9月19日)	10,000,000	—	1.0000	—
第1計算期間末日 (2019年9月18日)	70,303,349	70,303,349	1.0046	1.0046
第2計算期間末日 (2020年9月18日)	297,912,540	297,912,540	1.0881	1.0881
第3計算期間末日 (2021年9月21日)	734,606,872	734,606,872	1.2503	1.2503
第4計算期間末日 (2022年9月20日)	1,306,888,043	1,306,888,043	1.1794	1.1794
第5計算期間末日 (2023年9月19日)	2,506,475,199	2,506,475,199	1.3065	1.3065
第6計算期間末日 (2024年9月18日)	3,907,062,661	3,907,062,661	1.3970	1.3970
2024年3月末日	3,473,485,163	—	1.4392	—
4月末日	3,480,301,252	—	1.4185	—
5月末日	3,669,696,103	—	1.4430	—
6月末日	3,818,145,773	—	1.4748	—
7月末日	3,862,409,167	—	1.4398	—
8月末日	3,914,630,913	—	1.4210	—
9月末日	4,059,014,232	—	1.4522	—
10月末日	4,222,982,207	—	1.4638	—
11月末日	4,309,206,359	—	1.4602	—
12月末日	4,489,687,995	—	1.4971	—
2025年1月末日	4,586,839,282	—	1.4829	—
2月末日	4,541,735,574	—	1.4489	—
3月末日	4,687,838,529	—	1.4426	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
2024年9月19日～2025年3月18日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.5
第2計算期間	8.3
第3計算期間	14.9
第4計算期間	△5.7
第5計算期間	10.8
第6計算期間	6.9
2024年9月19日～2025年3月18日	2.3

【a uスマート・プライム（高成長）】

（１）【投資状況】

（2025年3月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	13,867,795,855	98.99
内 日本	13,867,795,855	98.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	141,718,948	1.01
純資産総額	14,009,514,803	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年9月19日)	10,000,000	—	1.0000	—
第1計算期間末日 (2019年9月18日)	311,389,231	311,389,231	0.9859	0.9859
第2計算期間末日 (2020年9月18日)	1,125,704,652	1,125,704,652	1.1184	1.1184
第3計算期間末日 (2021年9月21日)	2,979,496,943	2,979,496,943	1.3730	1.3730
第4計算期間末日 (2022年9月20日)	4,528,935,868	4,528,935,868	1.2933	1.2933
第5計算期間末日 (2023年9月19日)	7,772,593,744	7,772,593,744	1.4971	1.4971
第6計算期間末日 (2024年9月18日)	11,982,909,618	11,982,909,618	1.6421	1.6421
2024年3月末日	11,423,260,108	—	1.7059	—
4月末日	11,427,068,654	—	1.6793	—
5月末日	11,875,400,404	—	1.7257	—
6月末日	12,336,654,203	—	1.7763	—
7月末日	12,184,755,106	—	1.7125	—
8月末日	12,166,513,408	—	1.6824	—
9月末日	12,615,583,179	—	1.7260	—
10月末日	13,099,393,890	—	1.7527	—
11月末日	13,276,151,858	—	1.7501	—
12月末日	13,818,281,382	—	1.8094	—
2025年1月末日	14,070,051,955	—	1.7963	—
2月末日	13,822,065,721	—	1.7434	—
3月末日	14,009,514,803	—	1.7305	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
2024年9月19日～2025年3月18日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△1.4
第2計算期間	13.4
第3計算期間	22.8
第4計算期間	△5.8
第5計算期間	15.8
第6計算期間	9.7
2024年9月19日～2025年3月18日	4.1

2【設定及び解約の実績】

【a u スマート・プライム（成長）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	73,241,217	3,257,434	69,983,783
第2計算期間	237,153,837	33,350,404	273,787,216
第3計算期間	381,950,222	68,180,499	587,556,939
第4計算期間	623,124,044	102,548,516	1,108,132,467
第5計算期間	933,560,945	123,211,112	1,918,482,300
第6計算期間	1,034,726,542	156,446,140	2,796,762,702
2024年9月19日～ 2025年3月18日	457,965,368	76,912,140	3,177,815,930

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

【a u スマート・プライム（高成長）】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	506,066,211	190,228,957	315,837,254
第2計算期間	1,779,146,381	1,088,463,645	1,006,519,990
第3計算期間	2,561,482,203	1,397,890,516	2,170,111,677
第4計算期間	2,854,384,562	1,522,777,214	3,501,719,025
第5計算期間	3,641,968,278	1,952,051,602	5,191,635,701
第6計算期間	4,274,400,441	2,168,637,343	7,297,398,799
2024年9月19日～ 2025年3月18日	1,500,780,048	795,718,579	8,002,460,268

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

3 【ファンドの経理状況】

auスマート・プライム（成長）

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2024年9月19日から2025年3月18日まで）の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auスマート・プライム（成長）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第6期計算期間 (2024年9月18日現在) 金 額 (円)	第7期中間計算期間 (2025年3月18日現在) 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		599,947	275,554
コール・ローン		56,439,855	65,001,908
投資信託受益証券		3,866,952,657	4,494,476,597
未収入金		—	3,210,000
流動資産合計		3,923,992,459	4,562,964,059
資産合計		3,923,992,459	4,562,964,059
負債の部			
流動負債			
未払解約金		74,292	3,188,394
未払受託者報酬		406,609	474,693
未払委託者報酬		16,266,003	18,989,507
その他未払費用		182,894	213,544
流動負債合計		16,929,798	22,866,138
負債合計		16,929,798	22,866,138
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	2,796,762,702	3,177,815,930
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（△）		1,110,299,959	1,362,281,991
（分配準備積立金）		403,578,128	393,217,891
元本等合計		3,907,062,661	4,540,097,921
純資産合計		3,907,062,661	4,540,097,921
負債純資産合計		3,923,992,459	4,562,964,059

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第6期中間計算期間 (自 2023年9月20日 至 2024年3月19日) 金 額 (円)	第7期中間計算期間 (自 2024年9月19日 至 2025年3月18日) 金 額 (円)
営業収益			
受取利息		5	83,418
有価証券売買等損益		257,755,770	94,013,940
営業収益合計		257,755,775	94,097,358
営業費用			
支払利息		4,251	—
受託者報酬		313,220	474,693
委託者報酬		12,530,655	18,989,507
その他費用		140,887	213,544
営業費用合計		12,989,013	19,677,744
営業利益又は営業損失（△）		244,766,762	74,419,614
経常利益又は経常損失（△）		244,766,762	74,419,614
中間純利益又は中間純損失（△）		244,766,762	74,419,614
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		2,899,300	4,555,311
期首剰余金又は期首欠損金（△）		587,992,899	1,110,299,959
剰余金増加額又は欠損金減少額		180,850,550	212,985,232
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		180,850,550	212,985,232
剰余金減少額又は欠損金増加額		26,240,151	30,867,503
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		26,240,151	30,867,503
分配金		—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）		984,470,760	1,362,281,991

（３）【中間注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

区 分	第6期計算期間 (2024年9月18日現在)	第7期中間計算期間 (2025年3月18日現在)
1. ※ 1 期首元本額	1,918,482,300円	2,796,762,702円
期中追加設定元本額	1,034,726,542円	457,965,368円
期中一部解約元本額	156,446,140円	76,912,140円
2. 受益権の総数	2,796,762,702口	3,177,815,930口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第6期中間計算期間 （自 2023年9月20日 至 2024年3月19日）	第7期中間計算期間 （自 2024年9月19日 至 2025年3月18日）
	該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第6期計算期間 （2024年9月18日現在）	第7期中間計算期間 （2025年3月18日現在）
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（1口当たり情報）

	第6期計算期間 （2024年9月18日現在）	第7期中間計算期間 （2025年3月18日現在）
1口当たり純資産額	1.3970円	1.4287円
（1万口当たり純資産額）	（13,970円）	（14,287円）

auスマート・プライム（高成長）

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2024年9月19日から2025年3月18日まで）の中間財務諸表については、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【auスマート・プライム（高成長）】

（１）【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第6期計算期間 (2024年9月18日現在) 金 額 (円)	第7期中間計算期間 (2025年3月18日現在) 金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		191,915,447	217,502,338
投資信託受益証券		11,861,241,393	13,542,713,475
未収入金		—	2,340,000
流動資産合計		12,053,156,840	13,762,555,813
資産合計		12,053,156,840	13,762,555,813
負債の部			
流動負債			
未払解約金		16,285,512	22,361,580
未払受託者報酬		1,307,297	1,461,746
未払委託者報酬		52,293,683	58,471,510
その他未払費用		360,730	367,210
流動負債合計		70,247,222	82,662,046
負債合計		70,247,222	82,662,046
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	7,297,398,799	8,002,460,268
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（△）		4,685,510,819	5,677,433,499
（分配準備積立金）		1,245,397,079	1,121,838,235
元本等合計		11,982,909,618	13,679,893,767
純資産合計		11,982,909,618	13,679,893,767
負債純資産合計		12,053,156,840	13,762,555,813

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第6期中間計算期間 (自 2023年9月20日 至 2024年3月19日) 金 額 (円)	第7期中間計算期間 (自 2024年9月19日 至 2025年3月18日) 金 額 (円)
営業収益			
受取利息		—	271,013
有価証券売買等損益		1,081,245,134	516,012,082
営業収益合計		1,081,245,134	516,283,095
営業費用			
支払利息		10,182	—
受託者報酬		968,865	1,461,746
委託者報酬		38,756,239	58,471,510
その他費用		324,213	367,210
営業費用合計		40,059,499	60,300,466
営業利益又は営業損失（△）		1,041,185,635	455,982,629
経常利益又は経常損失（△）		1,041,185,635	455,982,629
中間純利益又は中間純損失（△）		1,041,185,635	455,982,629
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		40,201,598	81,385,147
期首剰余金又は期首欠損金（△）		2,580,958,043	4,685,510,819
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,314,060,398	1,135,854,551
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		1,314,060,398	1,135,854,551
剰余金減少額又は欠損金増加額		518,700,021	518,529,353
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		518,700,021	518,529,353
分配金		—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）		4,377,302,457	5,677,433,499

（３）【中間注記表】**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

区 分		第6期計算期間 (2024年9月18日現在)	第7期中間計算期間 (2025年3月18日現在)
1. ※ 1	期首元本額	5,191,635,701円	7,297,398,799円
	期中追加設定元本額	4,274,400,441円	1,500,780,048円
	期中一部解約元本額	2,168,637,343円	795,718,579円
2.	受益権の総数	7,297,398,799口	8,002,460,268口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第6期中間計算期間 （自 2023年9月20日 至 2024年3月19日）	第7期中間計算期間 （自 2024年9月19日 至 2025年3月18日）
	該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第6期計算期間 （2024年9月18日現在）	第7期中間計算期間 （2025年3月18日現在）
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（1口当たり情報）

	第6期計算期間 （2024年9月18日現在）	第7期中間計算期間 （2025年3月18日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.6421円 （16,421円）	1.7095円 （17,095円）

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2025年3月31日現在

資本金の額 10億円
発行可能株式総数 800,000株
発行済株式総数 80,000株

過去5年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を行っています。また、「確定拠出年金法」に定める確定拠出年金運営管理業務、「金融商品取引法」に定める金融商品仲介業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は、2025年3月31日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	23	97,537
合計	23	97,537

（３）【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ① 2018年9月28日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。
- ② 2019年6月17日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。
- ③ 2019年7月1日付で、KDDIアセットマネジメント株式会社よりauアセットマネジメント株式会社へ商号を変更するため、定款を変更しました。
- ④ 2019年9月24日付で、auフィナンシャルパートナー株式会社の設立のため、2億円の出資を行いました。
- ⑤ 2020年3月31日付で、事業目的の追加及び削除を行うため、定款を変更しました。
- ⑥ 2020年6月15日付で、事業目的の追加を行うため、定款を変更しました。
- ⑦ 2023年4月1日付で、auフィナンシャルグループ内での資本関係整理のため、auフィナンシャルパートナーズ株式会社の全株式4,000株をauフィナンシャルホールディングス株式会社へ譲渡しました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるauアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第7期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第8期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		—	498,441
前払費用		15,081	16,375
未収入金	* 2	406,139	369,214
未収委託者報酬		112,369	93,419
立替金		126	122
短期貸付金	* 2	314,664	—
未収消費税等		6,971	—
未収還付法人税等		—	7
流動資産合計		855,352	977,581
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	* 1	0	0
工具器具備品	* 1	0	425
有形固定資産合計		0	425
無形固定資産			
ソフトウェア		0	23,712
ソフトウェア仮勘定		—	33,697
無形固定資産合計		0	57,410
投資その他の資産			
投資有価証券		803,922	1,364,619
関係会社株式		200,000	—
敷金		37,622	37,622
長期前払費用		0	—
長期差入保証金		54,300	54,300
投資その他の資産合計		1,095,844	1,456,541
固定資産合計		1,095,844	1,514,377
資産合計		1,951,197	2,491,958

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	394,484	357,193
未払費用	11,753	9,692
未払法人税等	6,971	7,668
預り金	946	2,198
賞与引当金	11,298	13,209
短期借入金	900,000	1,400,000
未払消費税等	—	3,856
前受収益	30,808	84,746
流動負債合計	1,356,263	1,878,566
固定負債		
繰延税金負債	39	3,233
資産除去債務	11,267	11,309
固定負債合計	11,307	14,543
負債合計	1,367,570	1,893,109
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,415,256	△1,405,644
利益剰余金合計	△1,415,256	△1,405,644
株主資本計	584,743	594,355
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,116	4,493
評価・換算差額等合計	△1,116	4,493
純資産合計	583,626	598,848
負債・純資産合計	1,951,197	2,491,958

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

		前事業年度	当事業年度
		自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
営業収益			
委託者報酬		304,230	320,532
金融商品仲介手数料		159	149
確定拠出年金事業収入		58,384	81,659
保険契約等代行業務収入	*2	536,858	584,867
システム貸付収入		15,480	12,040
その他営業収入		31,427	41,878
営業収益計		946,540	1,041,128
営業費用			
支払手数料		196,236	191,552
広告宣伝費		19,884	4,244
調査費		35,822	46,267
委託調査費		2,350	2,675
委託計算費		43,350	47,826
営業雑経費		332,032	386,406
通信費		2,999	2,760
印刷費		6,353	8,836
協会費		1,170	1,849
業務委託費		211,546	232,923
情報機器関連費		72,663	72,605
その他営業雑経費		37,298	67,431
営業費用計		629,676	678,973
一般管理費			
給料		261,503	236,036
役員報酬		44,858	37,926
給料・手当		189,756	170,369
賞与		6,419	3,905
賞与引当金繰入額		20,468	23,835
法定福利費		32,694	25,900
退職給付費用		1,667	1,296
会議費		63	48
交際費		164	164
旅費交通費		4,724	4,741
租税公課		12,845	13,176
不動産賃借料		37,623	37,623
福利厚生費		558	331
保険料		58	60
固定資産減価償却費	*1	90,592	3,120

資産除去債務利息	41	41
諸経費	13,825	19,579
一般管理費計	456,365	342,120
営業利益又は営業損失（△）	△139,500	20,033
営業外収益		
受取利息	625	524
受取配当金	—	35
投資有価証券売却益	3,917	—
雑収入	329	32
営業外収益計	4,871	591
営業外費用		
支払利息	1,744	1,857
投資有価証券売却損	2,077	8,456
為替差損	18	319
雑損失	—	49
営業外費用計	3,840	10,682
経常利益又は経常損失（△）	△138,470	9,942
特別損失		
減損損失	140,511	—
特別損失計	140,511	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△278,981	9,942
法人税、住民税及び事業税	1,568	331
当期純利益又は当期純損失（△）	△280,550	9,611

(3) 株主資本等変動計算書
前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△1,134,706	△1,134,706	865,293
当期変動額						
当期純損失（△）	—	—	—	△280,550	△280,550	△280,550
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△280,550	△280,550	△280,550
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△1,415,256	△1,415,256	584,743

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,929	2,929	868,223
当期変動額			
当期純損失（△）	—	—	△280,550
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	△4,046	△4,046	△4,046
当期変動額合計	△4,046	△4,046	△284,596
当期末残高	△1,116	△1,116	583,626

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

		株主資本					
		資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
			資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越 利益剰余金		
当期首残高		1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,415,256	△ 1,415,256	584,743
当期変動額							
	当期純利益	—	—	—	9,611	9,611	9,611
	株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計		—	—	—	9,611	9,611	9,611
当期末残高		1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,405,644	△ 1,405,644	594,355

		評価・換算差額等		純資産合計
		その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高		△ 1,116	△ 1,116	583,626
当期変動額				
	当期純利益	—	—	9,611
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,610	5,610	5,610
当期変動額合計		5,610	5,610	15,222
当期末残高		4,493	4,493	598,848

(注記事項)**(重要な会計方針)****1. 資産の評価基準及び評価方法****有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 関係会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券**市場価格のない株式等以外のもの**

当事業年度末の決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法**(1) 有形固定資産**

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物附属設備 10～17年

工具器具備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準**賞与引当金**

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。

保険契約等代行業務収入は委託業務契約に基づき、保険契約代行業務（契約締結・履行及び維持・管理）及び付随するコンサルティング業務の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。保険契約代行業務の履行義務のうち、損害保険契約を締結、履行する義務については、契約を締結した時点で履行義務が充足されると判断し、契約締結により収益を認識しております。なお、当該履行義務については、当社が代理人に該当するため、当社が受け取る額から損害保険会社に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、損害保険契約を締結、履行する義務以外の履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

金融商品仲介手数料は有価証券売買の媒介等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は媒介に伴い顧客を獲得した時点で充足されると判断し、月次で収益を認識しております。

確定拠出年金事業収入は委託業務契約に基づき、企業型確定拠出年金に係る運営管理業務、個人型確定拠出年金受付金融機関事務代行業務等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)**前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）**

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

＊１ 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
建物附属設備	26,186	26,186
工具器具備品	15,999	16,018

＊２ 関係会社項目

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
未収入金	400,722	361,877
短期貸付金	314,664	—

(損益計算書関係)

＊１ 減価償却実施額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
有形固定資産	4,084	18
無形固定資産	80,215	3,102

＊２ 関係会社項目

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
保険契約等代行業務収入等（注）	2,379,802	2,075,262
受取利息	624	524

(注) 総額表記の為、純額表記の損益計算書金額とは一致しておりません。

＊３ 減損損失に関する事項

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は当事業年度において、以下の通り減損損失を計上しております。

（１）減損損失を認識した資産または資産グループの概要

（単位：千円）

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 （本社）	事業用資産	ソフトウェア、附属設備、 工具器具備品、長期前払費用(税務)	140,511

（２）減損損失の認識に至った経緯

経営環境の著しい悪化の結果、中期経営計画における将来キャッシュ・フローがいずれの期もマイナスになっていることから、投資額の回収を見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しています。

（３）減損損失の金額

（単位：千円）

ソフトウェア	114,937
附属設備	18,461
工具器具備品	4,539
長期前払費用（税務）	2,572
合計	140,511

（４）資産のグルーピングの方法

資産運用として一体で行っていることから、全ての事業用資産を一つのグルーピングとして認識しております。

（５）回収可能価格の算定方法

事業用資産の回収可能価額は使用価値の金額を使用しています。事業用資産の将来キャッシュ・フローに基づく評価額が０であるため、回収可能価額を０と算定し、備忘価額まで減額しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）**前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）****1. 発行済株式に関する事項**

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	—	—	80,000

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）**1. 発行済株式に関する事項**

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	—	—	80,000

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）**前事業年度（2023年3月31日）****1. 金融商品の状況に関する事項****（1）金融商品に対する取組方針**

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っております。

短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制**①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理**

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「短期貸付金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）1	803,922	803,922	—
資産計	803,922	803,922	—

（注）1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

（注）2 市場価格のない株式等

関係会社株式（貸借対照表計上額200,000千円）については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券	—	803,922	—
資産計	—	803,922	—

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	112,369	—
未収入金	406,139	—
短期貸付金	314,664	—

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
短期借入金	900,000	—

当事業年度（2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、グループファイナンスに限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債、金融派生商品等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券（注）1	1,364,619	1,364,619	—
資産計	1,364,619	1,364,619	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は当期の決算日における基準価額によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券	—	1,364,619	—
資産計	—	1,364,619	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	93,419	—
未収入金	369,214	—

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
短期借入金	1,400,000	—

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 200,000千円）は市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託 受益証券	4,000	4,128	128
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	801,000	799,794	△1,205
合計	投資信託 受益証券	805,000	803,922	△1,077

3. 売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	1,032,840	3,917	2,077

4. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託 受益証券	50,127	60,687	10,559
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	1,306,764	1,303,931	△2,832
合計	投資信託 受益証券	1,356,892	1,364,619	7,727

3. 売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	995,779	—	8,456

4. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
(1)委託者報酬	304,230	304,230
(2)金融商品仲介手数料	159	159
(3)確定拠出年金事業収入	58,384	58,384
(4)保険契約等代行業務収入	536,858	536,858
(5)その他営業収入	31,427	31,427
顧客との契約から生じる収益	931,060	931,060
外部顧客への営業収益	325,663	325,663

(注) システム貸付収入はリース会計基準を適用しているため、表中に含めておりません。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）**1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報****（単位：千円）**

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
(1)委託者報酬	320,532	320,532
(2)金融商品仲介手数料	149	149
(3)確定拠出年金事業収入	81,659	81,659
(4)保険契約等代行業務収入	584,867	584,867
(5)その他営業収入	41,878	41,878
顧客との契約から生じる収益	1,029,088	1,029,088
外部顧客への営業収益	349,755	349,755

（注）システム貸付収入はリース会計基準を適用しているため、表中に含めておりません。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(税効果会計関係)**1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の欠損金 (注) 2	379,619	394,799
固定資産減損損失	43,024	22,535
賞与引当金	3,459	4,044
未払費用	1,397	2,760
未払事業税	1,843	2,057
一括償却資産	309	269
税務上の繰延資産	76	—
資産除去債務	1,059	1,072
退職金掛金	41	46
投資有価証券	—	867
繰延税金資産小計	430,831	428,452
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△379,619	△394,799
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△51,212	△33,653
評価性引当金小計 (注) 1	△430,831	△428,452
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
投資有価証券	39	△3,233
繰延税金負債合計	39	△3,233
繰延税金負債の純額	39	△3,233

(注) 1 評価性引当金の主な変動理由

税務上の欠損金の増加 394,799千円

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※1	—	—	—	—	—	379,619	379,619
評価性引当金	—	—	—	—	—	△379,619	△ 379,619
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※1	—	—	—	—	—	394,799	394,799
評価性引当金	—	—	—	—	—	△394,799	△ 394,799
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳**前事業年度（2023年3月31日）**

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
評価性引当額等	△23.9%
住民税均等割額	9.5%
その他	△13.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.3%

（確定拠出制度に基づく退職給付）**1. 確定拠出制度の概要**

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
退職給付費用	1,667	1,296

3. その他の事項

該当事項はありません。

（セグメント情報等）**セグメント情報****前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）**

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。

これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

関連情報**前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）****（１）製品及びサービスごとの情報**

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	304,230千円
確定拠出年金事業	21,432千円
合計	325,663千円

（２）地域ごとの情報**① 営業収益**

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	2,357,474千円	投資・金融サービス業

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）**（１）製品及びサービスごとの情報**

	外部顧客からの営業収益
投資信託委託業	320,532千円
確定拠出年金事業	29,223千円
合計	349,755千円

（２）地域ごとの情報**① 営業収益**

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	2,075,123千円	投資・金融サービス業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報**前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）**

「損益計算書関係」の「減損損失に関する事項」に記載のとおり発生しておりますが、報告セグメントが単一のため、記載しておりません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報**前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）**

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報**前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）**

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (消費税等含まず)	科目	期末残高 (消費税等含む)
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,852	電気通信事業	被所有間接 66.6%	サービス提供・資金貸付・出向契約等	保険契約代行業務等 (注1)	2,357,474	未収入金	398,271
							資金の貸付 (注1) (注2)	△142,310	短期貸付金	314,664
							営業費用 (注1)	124,418	前受収益	30,808
親会社	auフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都中央区	25,000	経営管理業等	被所有直接 66.6%	出向契約・役務提供等	営業費用 (注1)	66,060	—	—

(2) 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
子会社	auフィナンシャルパートナー株式会社	東京都千代田区	200	保険代理業等	所有 直接 50.0%	システム 賃貸・保守	保険システム 貸与等 (注1)	22,240	—	—

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
その他の関係会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業等	—	出向契約・事務代行等	営業費用 (注1)	67,990	—	—
	株式会社大和総研	東京都江東区	3,898	システムコンサル等	—	出向契約・システム開発等	営業費用 (注1)	40,394	—	—
兄弟会社	au損害保険株式会社	東京都港区	3,150	損害保険業	—	保険契約等	保証金の差入 (注1)	54,300	差入保証金	54,300
							保険料支払 (注1)	1,784,747	未払金	269,567
	auペイメント株式会社	東京都港区	495	資金決済業	—	資金借入等	資金の借入 (注1)	1,800,000	短期借入金	900,000
							資金の返済 (注1)	1,000,000		
							利息の支払 (注1)	1,744		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、グループ・ファイナンス取引であります。なお、資金の貸借を随時行っているため、事業年度中の取引金額を純額で記載しております。
- 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・KDDI株式会社（東京証券取引所 プライム市場）
- ・auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
親会社	KDDI 株式会社	東京都 千代田区	141,852	電気 通信 事業	被所有 間接 66.6%	サービス 提供・資 金貸付・ 出向契約 等	保険契約 代行業務等 (注1)	2,075,123	未収入金	361,862
							資金の貸付 (注1) (注2)	△315,170	短期貸付金	—
							営業費用 (注1)	118,025	前受収益	27,055
親会社	auフィナ ンシャル ホール ディング ス株式会 社	東京都 中央区	25,000	経営 管理 業等	被所有 直接 66.6%	出向契 約・役務 提供等	営業費用 (注1)	52,454	—	—
							関係会社 株式の売却	200,000		

(2) 子会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (消費税等含まず)	科目	期末残高 (消費税等含む)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業等	—	出向契約・事務代行等	事務手数料収入他	27,029	—	—
							営業費用 (注1)	66,839	—	—
	株式会社大和総研	東京都江東区	3,898	システムコンサル等	—	出向契約・システム開発等	営業費用 (注1)	32,536	—	—
兄弟会社	au損害保険株式会社	東京都港区	3,150	損害保険業	—	保険契約等	保証金の差入(注1)	54,300	差入保証金	54,300
							保険料支払 (注1)	1,446,729	未払金	232,529
	auペイメント株式会社	東京都港区	495	資金決済業	—	資金借入等	資金の借入 (注1)	1,000,000	短期借入金	1,400,000
							資金の返済 (注1)	500,000		
							利息の支払 (注1)	1,857		
							ソフトウェア開発	59,028	前受収益	57,690

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております。
- グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、グループ・ファイナンス取引であります。なお、資金の貸借を随時行っているため、事業年度中の取引金額を純額で記載しております。
- 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・KDDI株式会社（東京証券取引所 プライム市場）
- ・auフィナンシャルホールディングス 株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	7,295円33銭	7,485円61銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△3,506円88銭	120円15銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）	当事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）
当期純利益又は当期純損失（△） （千円）	△280,550	9,611
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△280,550	9,611
普通株式の期中平均株式数（株）	80,000	80,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間末 (2024年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		179,691
未収委託者報酬		88,637
立替金		217
未収入金		185,917
前払費用		18,205
未収収益		174,703
流動資産合計		647,372
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1	0
工具器具備品	* 1	710
有形固定資産合計		710
無形固定資産		
ソフトウェア		30,928
無形固定資産合計		30,928
投資その他の資産		
投資有価証券		1,043,895
敷金		37,622
長期差入保証金		54,300
投資その他の資産合計		1,135,817
固定資産合計		1,167,457
資産合計		1,814,830

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2024年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払金	221,618
未払費用	124,446
未払法人税等	6,724
預り金	3,366
賞与引当金	13,479
短期借入金	800,000
未払消費税等	* 2 32,005
前受収益	22,256
流動負債合計	1,223,898
固定負債	
繰越税金負債	3,198
資産除去債務	11,330
固定負債合計	14,529
負債合計	1,238,427
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	△1,423,194
繰越利益剰余金	△1,423,194
利益剰余金合計	△1,423,194
株主資本合計	576,805
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△402
評価・換算差額等合計	△402
純資産合計	576,402
負債・純資産合計	1,814,830

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

営業収益		
	委託者報酬	200,276
	金融商品仲介手数料	75
	確定拠出年金事業収入	42,824
	保険契約等代行業務収入	274,104
	その他営業収入	88,004
	営業収益計	605,285
営業費用		419,246
一般管理費	* 1	196,786
営業損失 (△)		△10,747
営業外収益		
	受取利息	0
	受取配当金	0
	投資有価証券売却益	324
	為替差益	227
	雑収入	67
	営業外収益計	620
営業外費用		
	支払利息	1,685
	投資有価証券売却損	5,185
	営業外費用計	6,871
経常損失 (△)		△16,998
税引前中間純損失 (△)		△16,998
	法人税、住民税及び事業税	551
中間純損失 (△)		△17,550

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日　至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,405,644	△ 1,405,644
当中間期変動額					
中間純損失（△）	—	—	—	△17,550	△17,550
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	△17,550	△17,550
当中間期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,423,194	△ 1,423,194

	株主資本	評価・換算差額等		純資産 合計
	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	594,355	4,493	4,493	598,848
当中間期変動額				
中間純損失（△）	△17,550	—	—	△17,550
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	△ 4,896	△ 4,896	△4,896
当中間期変動額合計	△17,550	△ 4,896	△ 4,896	△22,446
当中間期末残高	576,805	△ 402	△ 402	576,402

（注記事項）**（重要な会計方針）****1. 資産の評価基準及び評価方法****有価証券の評価基準及び評価方法****（1）その他有価証券****時価のあるもの**

当中間会計期末の中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法**（1）有形固定資産**

定額法により償却しております。
なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物附属設備 10～17年

工具器具備品 4～10年

（2）無形固定資産

定額法により償却しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準**賞与引当金**

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。

保険契約等代行業務収入は委託業務契約に基づき、保険契約代行業務（契約締結・履行及び維持・管理）及び付随するコンサルティング業務の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。保険契約代行業務の履行義務のうち、損害保険契約を締結、履行する義務については、契約を締結した時点で履行義務が充足されると判断し、契約締結により収益を認識しております。なお、当該履行義務については、当社が代理人に該当するため、当社が受け取る額から損害保険会社に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、損害保険契約を締結、履行する義務以外の履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

金融商品仲介手数料は有価証券売買の媒介等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は媒介に伴い顧客を獲得した時点で充足されると判断し、月次で収益を認識しております。

確定拠出年金事業収入は委託業務契約に基づき、企業型確定拠出年金に係る運営管理業務、個人型確定拠出年金受付金融機関事務代行業務等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

＊１ 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2024年 9月30日)
建物附属設備	26,186
工具器具備品	16,111

＊２ 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

＊１ 減価償却実施額

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
有形固定資産	93
無形固定資産	3,082

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当中間会計期間末株式数
普通株式	80,000	—	—	80,000

２．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末（2024年9月30日）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「未収収益」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	1,043,895	1,043,895	—
資産計	1,043,895	1,043,895	—

金融商品の時価算定方法

資産

（注1）「投資有価証券」

これらは投資信託であり、時価は当期中間決算日における基準価額によっております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券	—	1,043,895	—
資産計	—	1,043,895	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	88,637	—
未収入金	185,917	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
短期借入金	800,000	—

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2024年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	39,999	50,445	10,445
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	1,001,100	993,450	△ 7,649

3. デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

(収益認識関係)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
委託者報酬	200,276	200,276
金融商品仲介手数料	75	75
確定拠出年金事業収入	42,824	42,824
保険契約等代行業務収入	274,104	274,104
その他営業収入	88,004	88,004
顧客との契約から生じる収益	605,285	605,285
外部顧客への営業収益	207,411	207,411

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
重要な会計方針に関する注記の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	外部顧客への営業収益（千円）
投資信託委託業	200,276
確定拠出年金事業	7,134
合計	207,411

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	内容	営業収益 (千円)	関連 セグメント名
KDDI株式会社	保険契約代行業務収入等	983,470	投資・ 金融サービス業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	7,205円3銭
1株当たり中間純損失(△)	△219円37銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり中間純損失と同額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純損失(△) (千円)	△17,550
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△17,550
普通株式の期中平均株式数(株)	80,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表

明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月6日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月30日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauスマート・プライム（成長）の2024年9月19日から2025年3月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auスマート・プライム（成長）の2025年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月19日から2025年3月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年5月30日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているauスマート・プライム（高成長）の2024年9月19日から2025年3月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auスマート・プライム（高成長）の2025年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年9月19日から2025年3月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、auアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

auアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。